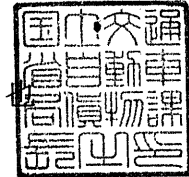




国自貨第86号の2  
平成27年3月11日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関  
公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 星野良三 殿

国土交通省自動車局貨物課長  
稗川 直



**地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に  
係る巡回指導結果の報告等の強化について**

貨物自動車運送事業法第39条第1号に基づき適正化事業指導員が行った巡回指導結果につきましては、同法第60条第2項に基づき、従前から地方貨物自動車運送適正化事業実施機関（以下「地方実施機関」という。）から、運輸支局（運輸監理部を含む。）及び沖縄総合事務局（以下「運輸支局等」という。）に対し報告をされているところでありますが、今般、貨物自動車運送事業に係る輸送の安全を図るため、悪質性の高い行為に係る地方実施機関からの情報について、下記のとおり報告方法等を定めることとしたところでありますので了知下さい。

また、この通達に基づく報告等に係る制度（以下「新制度」という。）が的確に運用されるよう、貴機関から地方実施機関への通知、適正化事業指導員の育成等所要の措置の実施、事業者に対する周知徹底を図られたく、よろしくお願いいたします。

なお、「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関からの悪質性の高い営業所に係る巡回指導結果の報告等の強化について」（平成25年3月29日付け国自貨第128号の2）は、本日限り、廃止いたします。

記

1 報告等対象営業所

(1) 悪質性の高い行為の見られた営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、別添様式により、速やかに運輸支局等に報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「速報事案」という。）。

ア 点呼を全く実施していないと疑われる営業所

以下のいずれかに該当する営業所。

- (ア) 点呼の実施記録が全く保存されていない営業所
  - (イ) 点呼の実施記録に係る帳簿は保存されているが、当該帳簿に点呼の実施記録が全く記載されていない営業所
- イ 運行管理者又は整備管理者が全く存在していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所（法令により選任が不要である営業所を除く。）。
- (ア) 運行管理者選任届出書が提出されている運行管理者が全く存在していない営業所
  - (イ) 整備管理者選任届出書が提出されている整備管理者が全く存在していない営業所
- なお、運行管理者資格者証を有している者又は整備管理者の資格を有している者が存在していても、法令に基づく選任届出の手續が行われていない場合にあっては、速報事案に該当することとするので留意されたい。
- ウ 定期点検を全く実施していないと疑われる営業所  
以下のいずれかに該当する営業所。
- (ア) 定期点検（いわゆる「3月点検」及び「12月点検」の双方を含む。以下同じ。）に係る点検整備記録簿（営業所に保存されている点検整備記録簿の写し又は電磁的記録を含む。以下同じ。）が全く保存されていない営業所
  - (イ) 定期点検に係る点検整備記録簿は保存されているが、当該点検整備記録簿に点検整備の実施記録が全く記載されていない営業所

(2) 巡回指導結果が「大変悪い」と評価されたなどの営業所

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等との協議により定めた一定の期間ごとに報告願いたい（以下、当該営業所に係る報告事案を「定期報告事案」という。）。

なお、ア、イ又はウに掲げる営業所のうち、地方実施機関において速やかに報告する必要性が高いと判断されるものについては、(1)に準じて、報告が行われる。

ア 巡回指導により「大変悪い」と評価（いわゆる「E評価」）された営業所のうち、以下のいずれかに該当するもの

- (ア) 巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの
- (イ) 巡回指導時に行った改善指導について、改善報告はあったが、その一部について改善が見られないもので、かつ、再度の巡回指導において当該違反の改善が見られないもの

イ 地方実施機関が行う巡回指導を正当な理由がないのに拒否した営業所

ウ 運輸開始届出後の初めての巡回指導において、許可基準を逸脱する

ような悪質な事業計画違反が疑われる営業所  
エ 健康保険、厚生年金保険、労働者災害補償保険又は雇用保険に加入していない（一部未加入を含む。）営業所

**(3) その他悪質性の高い法令違反が疑われるなどの営業所**

以下のいずれかに該当する営業所については、運輸支局等において会議を定期的開催するので、個別の事案として具体的に相談願いたい（以下、当該営業所に係る相談事案を「相談事案」という。）。

なお、ア又はイについて、違法性の疑いが高いと認められるものについては、速やかに相談願いたい。

ア 名義貸し、白トラ利用等悪質であるが、構成要件該当性の判断が困難な法令違反が疑われる営業所

イ 法令により記録・保存が義務付けられている記録簿について、改ざんが疑われる営業所

ウ 巡回指導により「悪い」と評価（いわゆる「D評価」）された営業所のうち、巡回指導時に行った改善指導について、3ヶ月以内に改善報告を行わないもの

エ その他地方実施機関において、運輸支局等に相談することが必要と判断する営業所

**2 報告等の時期**

**(1) 速報事案**

巡回指導日からおおむね1週間以内を目処に運輸支局等と協議して決定した期間内に速報する。

**(2) 定期報告事案及び相談事案**

1ヶ月を目処に運輸支局等と協議して決定した期間ごとに、当該期間内に定期報告事案又は相談事案に該当することとなったものを取りまとめて報告又は相談する。

**3 留意事項**

**(1) 定例会議の運用**

記1(3)の相談事案を協議するなどの場として、運輸支局等において地方実施機関との定例会議を最低月1回を目処に開催するので、この場を活用して、新制度についての的確な運営が図られるよう努められたい。

**(2) 事業者に対する周知**

新制度について、トラック協会会員の事業者のみならず、事業者全体に対する周知を行い、事業者の遵法意識の向上を図られたい。

なお、新制度の周知に資するため、運輸支局長等が発出する協力依頼文書（「地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督及び連携の強化について」の具体的推進事項について（平成15年2月14日付け国自貨第100号）別添の「協力依頼文書の例」のこと。）について、所

要の改正をするので留意されたい。

**(3) 改善指導の徹底**

新制度導入後においても、評価が低調な営業所に対しては、一義的には、適正化事業指導員による指導を通じて、事業者の改善を図る必要性が高いものであることに留意願いたい。

**(4) 適正化事業指導員の育成及び巡回指導の指針の改正**

巡回指導の指針について所要の改正を行った上で、新制度の内容や実務上の手続等について、各種研修や説明会等を通じて、適正化事業指導員の育成に努められたい。

**(5) 報告等事案の管理の徹底**

新制度により報告等された事案については、運輸支局等より定期的に処理結果等を回答することとしているので、報告等及び処理結果に係る件数、内容等のデータについて、運輸支局等と地方実施機関の間で齟齬がないよう、連携を密にし適切に情報管理を行われたい。

**4 新制度の適用**

**(1) 速報事案**

速報事案については、平成25年10月1日以降、適正化事業指導員により巡回指導を行われた営業所を対象とする。

**(2) 定期報告事案及び相談事案**

定期報告事案及び相談事案については、平成25年10月1日以降、それぞれの記載する事案に該当することとなった営業所を対象とする。

なお、1(2)ウの規定は平成27年6月1日以降に申請され、許可を受けた事業者の営業所を対象とする。